

令和2年5月26日

ご利用者様 各位

千葉市スポーツ施設の営業再開時のご利用について

「新型コロナウイルス感染予防対策へのご協力のお願い」

日頃より、千葉市スポーツ施設をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染予防対策として、緊急事態宣言解除後の千葉市スポーツ施設利用に
対し、当面の間、下記の事項についてご利用者様のご協力をお願いいたします。

尚、施設により、営業再開施設、および、継続的に休館、一部、使用エリアの制限を実施
しておりますので、重ねてご協力をお願いいたします。

記

1. マスクの着用をお願い

- ・施設来館時、施設内では、常時マスク着用をお願いいたします。
- ・屋内、屋外施設を問わず、各種スポーツプレー中のマスク着用を推奨いたします。(※)

※マスク着用で運動をすることにより、脳や呼吸器官への酸素供給に支障が生じて、思わぬ事故が発生するという報告もございますので、十分にお気を付けください。
※不特定多数の利用者が合同フロアで利用される場合には、他のご利用者に対して飛沫防止のため、密接しない、密着しない、大声を出さないなど対策をお願いいたします。

2. 施設利用受付時のお願い

- ・受付時は、代表者の方のみでの受付をお願いいたします。
- ・受付時は、前後の方との距離(約2m)を十分にお取りください。
- ・ご利用の代表者の方に、利用確認書のご記入にご協力お願いいたします。

※利用人数の制限により、ご入場、ご利用をお断りすることがございます。
※保護者の方の付き添いを除き、利用者(プレーヤー)以外の方の施設へのご入場はお控え下さい。

3.個人（2時間）利用時の制限について

- ご利用時間は2時間までとして、延長利用についてはお断りいたします。
- 体育館、トレーニング室、庭球場、グラウンドゴルフ場、陸上競技場、柔剣道場、弓道場等のご利用について、各施設、種目ごとに利用人数制限を設定いたします。

※卓球台、1台の利用は4名様までを目安にご利用ください。

※バトミントンコート、1面の利用は6名様までを目安にご利用ください。

※庭球場、1面のご利用は1コート内8名様までを目安にご利用ください。

※施設により、体育館の卓球台の設置台数を縮小いたします。

4.団体（専用）利用について

- ご利用代表者の判断のもと、感染予防対策を実施の上でご利用をお願いいたします。
- 体育館（全館）について、凡そ30名様までのご利用をお願いいたします。
- 屋内運動場について、凡そ50名様までのご利用をお願いいたします。
- 体育館の半館利用について、別途、施設毎に利用種目ごとに利用人数制限をいたします。

※野球場・球技場など、屋外施設では密閉状態は避けられますが、屋外であっても感染リスクに配慮して、密接しない、密着しない、大声を出さないなど対策に考慮した、利用人数、利用内容でご利用ください。

5.その他、施設内エリアの制限

- ロビー、休憩エリアなど、一部、ご利用を制限いたします。
- 更衣室、シャワー室の利用について、室内では密接、密着を避け、速やかにご利用が完了するよう、ご協力をお願いいたします。

以上

施設内外を問わず、お客様ならびに従業員の健康と安全に新型コロナウイルス感染予防にご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため、当施設ご利用者よりコロナウイルス感染者発症時には、関係機関への報告をいたします。

千葉市スポーツ施設